

第82回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第82期 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」
- ② 事業報告の「会計監査人の状況」
- ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑥ 連結計算書類の「連結注記表」
- ⑦ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑧ 計算書類の「個別注記表」

岡 部 株 式 会 社

法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、アーク有限責任監査法人に対して、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」に関する株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長執行役員が、通達、社内報等にて社是に則り法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役及び使用人に求め、その精神があらゆる企業活動の拠り所とすることを伝えております。コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会の委員長には取締役兼執行役員を任命し、同委員会を中心に全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解消に努め、その具体化を徹底しております。また、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員は、情報の保存、管理に関する統括責任者となる取締役を任命しております。また、文書管理規程を制定し、職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程の定めによりこれらの文書等をいつでも閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは持続的な企業価値の向上を図るため、事業等のリスクを適切に管理すべく、代表取締役社長執行役員が委員長、並びに、各部門の担当取締役、監査等委員会委員長及び取締役を兼務しない執行役員が委員を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント規程を制定しております。また、当社グループの中長期経営戦略の基盤となるサステナビリティ経営を推進すべく、社外取締役が委員長、並びに、代表取締役社長執行役員、各部門の担当取締役、監査等委員会委員長、社外取締役及び取締役を兼務しない執行役員が委員を務めるサステナビリティ委員会を設置しております。

2025年度において、リスクマネジメント委員会は年2回開催され、管理すべき重要リスクの選定、各リスクが顕在化した場合に想定されるシナリオ、リスクに対する対策の最終目標、並びに、今年度の計画及び取組状況等を審議しております。また、サステナビリティ委員会は年2回開催され、サステナビリティ基本方針及びコミットメントと中長期経営戦略との整合性、持続的な成長への貢献、並びに、サステナビリティを脅かすリスク認識の妥当性及びリスクマネジメントの状況等を審議し、それぞれ取締役会に活動内容を報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標（予算制度、個人目標評価制度）、権限、配分を含めた効率的な達成方法を定めております。ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会に定期的に報告され、目標達成率を高め全社的な業務の効率を実現するシステムを構築しております。さらに、経営戦略会議において各部門間の連携・調整を行い、効率的な業務遂行に対する阻害要因については、その排除、軽減策を採っております。各取締役の目標に向けての効率的な業務遂行状況については、代表取締役社長執行役員が総合的に評価をしております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡部グループ行動指針を定め、グループ方針に基づき当社を中心に一体として運営されており、当社及び国内連結子会社は統一された情報システムを構築しております。グループ会社ごとに目標が定められ、その達成状況は定期的にITを活用したシステムによりデータ化され、取締役会に報告されております。グループ会社の不動産取得等重要事項についても、当社取締役会付議事項としております。また、当社は、グループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社の経営と監査を行っております。さらに、代表取締役社長執行役員は、当社の幹部社員及びグループ会社の代表取締役社長等が一堂に会する拡大役員会を定期的に招集し、グループ方針に基づく経営とコンプライアンスを徹底しております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに、当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて職務補助のため、監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請できるものとしております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告体制、並びに、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役が監査等委員会に報告すべき事項については、次に定める事項としております。

- (a) 経営戦略会議で決議された事項
- (b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (c) 毎月の経営状況として重要な事項
- (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) 通告制度の通報状況及び内容
- (g) その他コンプライアンス上重要な事項

ロ. 使用人は、前項 (b)、(e) 及び (g) に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとしております。また、監査等委員会は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請できるものとしております。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができます。また、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有しております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を設けると共に、代表取締役社長執行役員、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、グループ会社も含めた内部統制システムを構築し、運用しております。また、内部監査室により内部統制の整備・運用状況につき、有効性評価等を実施しております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を毎月1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役10名（うち社外取締役5名）が出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

② 監査等委員の職務の執行について

監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）は監査等委員会規程等に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署及び当社グループが、法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているかを、書類閲覧及び実地調査によって監査しております。内部監査の結果は、適宜、代表取締役社長執行役員、監査等委員会及び取締役会に報告しております。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及びその下部組織である本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会への参加等を通じ情報収集に努めると共に、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ. 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は1917年の創業以来100年以上の歴史を有しております。創業時にはカスガイなどの簡易な建築関連部材を製造しておりましたが、1951年にコンクリート型枠工法に革命をもたらしたフォームタイ工法の開発に成功して以来、構造分野、土木分野などの建設領域はもとより、金属加工を中心に周辺領域にも事業を拡大しつつ、常に顧客の要求と信頼に応える経営を実践してまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、100年以上の歴史のなかで培った経営理念、この理念に基づいた経営によって蓄積した技術力及び原材料等の仕入先から当社製品の販売先である顧客を含むすべての取引先との強固な信頼関係などから構築されており、これらの企業価値の源泉が結実した成果が“okabe”ブランドであると認識しております。

まず、経営理念について具体的には「あらゆる職場が開拓精神を旨とし、創意工夫革新に努力すること。」、「サービス精神を旨とし、社会に奉仕し社運の発展に努力すること。」、「人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること。」、「社員にとってその一生を託して、悔いすることのない職場たることが企業の存在を可能にするとの考えに基づいております。

次に、これらの経営理念に裏打ちされた経営の実践においては、メーカーの原点である製品開発技術、生産技術、品質管理技術、情報の質量両面における収集・分析技術などを維持向上させるべく努力して、これらの技術が具現化した製品を社会に提供することが使命であると認識しております。当社では、このような認識を表す経営理念として「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」を掲げておりますが、建設工事の安全と省力化に貢献することをはじめ、耐震工法による地震に強い建築基礎部材の提供、各種の補強緑化工法によって環境保全の一翼を担うなど、技術力に担保され、かつ、社会に貢献する製品開発が極めて重要であり、全社をあげて卓越した技術力の向上に取り組むことが不可欠であると考えております。

さらに、100年以上の歴史のなかで誠実かつ真摯に企業経営に取り組んでまいりましたことから、原材料の供給元である素材メーカーや部品メーカーをはじめ流通面での取引先、当社製品の最終ユーザーまでも含むすべての取引先との強固な信頼を構築してまいりました。

このように、広く社会に目を向けた経営理念、技術力に裏打ちされた製品の提供、すべての取引先との信頼関係の構築などが当社の企業価値の源泉であり、これを継続的に磨き進化させることがブランド力の増大となり、同時に企業価値の向上を意味すると考えております。当社は、企業価値の向上が、ひいては株主共同の利益の確保につながるものと認識しております。

ロ. 中期経営計画による取組み

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念の下、2040年の将来像、ありたい姿として「okabe コーポレートビジョン 2040」を策定し、その実現に向けて、2024年を初年度とする中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」を策定しております。当社グループを取り巻く事業環境の変化やリスクを機会ととらえ、国内外のマテリアリティ（重要課題）にソリューションを提供し、持続的な成長を図るため、事業ポートフォリオの見直しも含めて経営リソースを集中し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の3つの柱は次のとおりであります。

- ①カスタマー・セントリック（顧客が抱える課題を最優先で解決するための体制整備と取組みの実施）
- ②人的資本経営の実践と経営基盤の強化
- ③DXのさらなる推進

詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

ハ. コーポレート・ガバナンス強化による取組み

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役10名（うち社外取締役5名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うと共に、取締役相互に業務執行を監督しております。業務執行体制としては、代表取締役社長執行役員をはじめとして、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすために、取締役会の機能状況を毎年定期的に検証し、その結果分析を踏まえ、問題点等の改善措置を講じていくという継続的なプロセス（取締役会の実効性評価）を実施しております。

この他、代表取締役社長執行役員及び各部門の責任者等で構成される経営戦略会議を原則として週1回開催し、取締役会の業務執行決定権限のうち取締役に委任した事項等について意思決定を行っております。また、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進すると共に、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に応える体制の構築に努めております。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督の下で経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図っております。

当社は、社外取締役が委員長かつ過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保、取締役会の機能の独立性、並びに、客観性及び説明責任の強化に努めております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、意見を表明しております。

- ・取締役候補者（監査等委員である取締役を含む。）の指名及び解任に関する事項
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬水準・報酬構成、インセンティブ制度の算定方法、評価体系の仕組み及び個人別の支給額等に関する事項

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、代表取締役社長執行役員が委員長、並びに、各部門の担当取締役、監査等委員会委員長及び取締役を兼務しない執行役員が委員を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの全体方針及び計画の策定、並びに、リスクマネジメントの推進を実施しております。

また、当社は、社外取締役が委員長、並びに、代表取締役社長執行役員、各部門の担当取締役、監査等委員会委員長、社外取締役及び取締役を兼務しない執行役員が委員を務めるサステナビリティ委員会を設置し、当社グループの中長期経営戦略の基盤となるサステナビリティ経営を推進しております。

なお、当社は代表取締役社長執行役員の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として取締役兼執行役員を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令遵守等の啓発活動を実施しております。

③ 上記の基本方針の内容及び特別な取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化による取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上が可能になると考えておりますので、当社の基本方針に沿うものであります。

また、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」は、2024年3月28日開催の当社第80回定時株主総会において株主の皆様のご承認のもと継続されていること、当社取締役会は当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経た上で新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等を決定すること、透明性を確保するために速やかに情報開示を行うこと等から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,911	5,994	42,419	△2,225	53,100
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,847		△1,847
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,285		3,285
自己株式の取得				△600	△600
自己株式の処分		9		58	67
自己株式の消却		△20	△1,474	1,495	－
その他			0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	△11	△36	953	905
当連結会計年度末残高	6,911	5,983	42,382	△1,271	54,006

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,042	3,442	△62	6,422	18	59,541
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当				－		△1,847
親会社株主に帰属する 当期純利益				－		3,285
自己株式の取得				－		△600
自己株式の処分				－		67
自己株式の消却				－		－
その他				－		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	729	494	236	1,459	△0	1,459
当連結会計年度変動額合計	729	494	236	1,459	△0	2,365
当連結会計年度末残高	3,772	3,937	173	7,882	18	61,906

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ①連結子会社の数 10社
- ②主要な連結子会社の名称
OMM株式会社
株式会社富士ボルト製作所
株式会社河原
OCM, Inc.
OCM Manufacturing LLC
Okabe Real Estate Holdings LLC
PT. フジボルトインドネシア
PT. Okabe Hardware Indonesia
PT. Okabe Retail Indonesia
オカベCO., INC.

(2) 非連結子会社の状況

- ①主要な非連結子会社の名称 福岡フォームタイ株式会社
- ②連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ①主要な非連結子会社の名称 福岡フォームタイ株式会社
- ②主要な関連会社の名称
日本仮設株式会社
仙台フォームタイ株式会社
- ③持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社7社（OCM, Inc.、OCM Manufacturing LLC、Okabe Real Estate Holdings LLC、PT. フジボルトインドネシア、PT. Okabe Hardware Indonesia、PT. Okabe Retail Indonesia、オカベCO., INC.）の決算日は9月末日であります。連結決算日との差異が3ヵ月以内であるためそのまま連結しております。

なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

④重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法。ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計処理基準によっております。

b. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、在外連結子会社については、所在地国の会計処理基準によっております。

c. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり、定額法にて償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、国内連結会社について、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①商品又は製品の販売

当社及び連結子会社は、建設資機材の製造及び販売を主要な事業とし、商品又は製品を顧客に引き渡すことが履行義務となります。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が短期間であるものについては、出荷時又は納入時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価から販売奨励金等の変動対価を控除した金額で算定しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②工事契約

当社は、建設関連製品事業において工事の請負及び施工等の事業活動を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させ引き渡すことが履行義務となります。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度は、各会計期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて測定しております。なお、契約日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約内容に従い履行義務の充足に伴い段階的に受領しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	短期借入金 長期借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、15年以内の効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「保険解約損」（前連結会計年度1百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産処分損」（前連結会計年度6百万円）及び「訴訟等関連費用」（前連結会計年度172百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

(株式会社河原ののれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,260百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

株式会社河原については、前連結会計年度において、営業損益が前連結会計年度以前に策定した事業計画を上回る状況となったため、減損の兆候がないと判断しました。

当連結会計年度においても、営業損益が前連結会計年度以前に策定した事業計画を上回る結果となっており、翌連結会計年度以降の計画についても業績が著しく悪化する見込みがないことから、減損の兆候がないと判断しております。

減損の兆候があると認められるか否かに関する判断は、株式会社河原の事業計画を基礎として行われており、主要な仮定として、予想売上高、売上成長率といった高い不確実性を伴う仮定を使用しております。そのため、これらの仮定の見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に計上されるのれんの金額等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,788百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める要件に基づいて企業の分類を判断し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

子会社であったウォーター・グレムリン・カンパニー（以下「WG社」という。）に対する債権の貸倒損失、WG社等の訴訟に係る和解金及びWG社の持株会社であるウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.（以下「WGH社」という。）の株式に係る投資有価証券評価損が、WG社及びWGH社の清算終了等により全て当連結会計年度に税務上損金算入され、重要な税務上の繰越欠損金が生じたものの、税務上の繰越欠損金が生じた原因、中期経営計画、過去及び当期における中期経営計画の達成状況、並びに過去の課税所得の推移等を総合的に勘案した結果、将来にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを合理的に予測できると判断し、企業の分類の例外規定を適用することで、利益計画及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

将来にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じると予測し、企業の分類の例外規定を適用できると判断しておりますが、将来の不確実な経営環境の変化等により予測の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に計上される繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

V. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画意識を促し、かつ従業員の福利厚生制度の拡充を目的とし、自社の株式を従業員に交付する制度である信託型の従業員インセンティブプラン「株式付与E S O P信託」の導入をしております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「E S O P信託」という。) と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、E S O P信託が取得した株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し交付するものであります。

本制度に係る会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末における帳簿価額及び株式数は、212百万円、252,802株であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した30.6%から2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	1,581百万円
	土地	136百万円
	合計	1,717百万円
上記物件に対応する債務		
該当する事項はありません。		
2. 有形固定資産の減価償却累計額		21,652百万円
3. 期末日満期手形及び電子記録債権		
期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関休業日のため、満期日に決済が行われたものとして処理しております。		
期末日満期手形及び電子記録債権は、次のとおりであります。		
	受取手形	83百万円
	電子記録債権	333百万円
	支払手形	1百万円
4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、次のとおりであります。		
	受取手形	714百万円
	売掛金	12,765百万円
	契約資産	40百万円
5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。		
	契約負債	12百万円

VII. 連結損益計算書に関する注記

店舗閉鎖損失

当社の連結子会社であるPT. Okabe Retail Indonesiaは他社建材商品を仕入れ、店舗販売しておりましたが、2025年10月6日開催の当社取締役会決議に基づき、2025年12月21日をもって店舗を閉鎖し、関連費用279百万円を店舗閉鎖損失として特別損失に計上しております。

店舗閉鎖損失の内訳は、棚卸資産評価損199百万円、その他79百万円であります。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	49,290,632	—	2,000,000	47,290,632

発行済株式の株式数の減少は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 2,000,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,040,747	705,462	2,076,995	1,669,214

(注) 自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度期首270,127株、当連結会計年度末252,802株)を含めております。

自己株式の株式数の増加は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 705,300株

単元未満株式の買取りによる増加 162株

自己株式の株式数の減少は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 2,000,000株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少 59,670株

株式付与E S O P信託口から従業員への交付による減少 17,325株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①2025年2月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項(注)

配当金の総額 930百万円

1株当たり配当金額 20.00円

基準日 2024年12月31日

効力発生日 2025年3月12日

(注) 1 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が、基準日現在に保有する当社株式270,127株に対する配当金5百万円を含んでおります。

2 1株当たり配当金額には、特別配当5円を含んでおります。

②2025年7月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項(注)

配当金の総額 917百万円

1株当たり配当金額 20.00円

基準日 2025年6月30日

効力発生日 2025年9月3日

(注) 1 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が、基準日現在に保有する当社株式261,255株に対する配当金5百万円を含んでおります。

2 1株当たり配当金額には、特別配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年2月27日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額 963百万円

1株当たり配当金額 21.00円

基準日 2025年12月31日

効力発生日 2026年3月11日

(注) 1 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が、基準日現在に保有する当社株式252,802株に対する配当金5百万円を含んでおります。

2 1株当たり配当金額には、特別配当5円を含んでおります。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用し、また、資金調達については主に銀行及び生命保険会社等からの借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規定及び対応マニュアルに従い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、政策保有を目的とする取引先企業の株式が主なものであり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰表を作成・更新すると共に、手元流動性の維持を図ることにより当該リスクを管理しております。また、借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、金融取引における市場金利に関する変動リスクをヘッジする目的の金利スワップ取引を行っております。当該取引の実行及び管理は、取引権限を定めた内部規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち29.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	8,894	8,893	△1
資産計	8,894	8,893	△1
(2) 社債	1,750	1,644	△105
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,784	3,581	△202
負債計	5,534	5,226	△307
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

2 「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれる受取手形、売掛金、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

3 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式等	940

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

4 デリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

①通貨関連

該当事項はありません。

②金利関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	当連結会計年度 (2025年12月31日)		
			契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取変動・ 支払固定	長期借入金	3,700	3,300	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,300	—	—	8,300
社債	—	493	—	493
資産計	8,300	493	—	8,794

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	98	—	98
資産計	—	98	—	98
社債	—	1,644	—	1,644
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	3,581	—	3,581
負債計	—	5,226	—	5,226

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

XI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは建設関連製品事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

仮設・型枠製品	6,441
土木製商品	7,387
構造機材製商品	20,534
建材製商品	28,715
その他	6,679
外部顧客への 売上高	69,758

(注) 売上高には、顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を含めておりますが、そのほとんどが顧客との契約から生じる収益であり、それ以外の収益に重要性はないため、区分表示しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社の残存履行義務については、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、記載を省略しております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,356.57円

1株当たり当期純利益 71.78円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末252,802株、期中平均株式数262,364株)を含めて算定しております。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、収益力の強化と資本構成の最適化を通じたROEの向上及びPBR1倍超の達成を目指しております。その実現に向けて、資本効率の改善と1株当たりの株主価値向上を図り、株主の皆様への利益還元をさらに充実させるべく、自己株式の取得を実施いたします。

また、2026年度は、中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の最終年度にあたります。当社は、戦略投資の実施状況や株主還元の充実を鑑み、最大50億円の自己株式取得を計画し、今回はその一部として総額15億円の実施を決議いたしました。今後、M&A等の戦略投資機会及び市場評価（株価水準）を総合的に勘案しつつ、自己株式の取得を含む資本政策を機動的に実行してまいります。

中期経営計画におけるキャッシュ・アロケーションの実績及び計画の詳細につきましては、2026年2月13日開示の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（アップデート）及びM&A基本方針等の公表に関するお知らせ」をご覧ください。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------|
| ①取得する株式の種類 | : 当社普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | : 1,700,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.71%） |
| ③取得価額の総額 | : 15億円（上限） |
| ④取得期間 | : 2026年2月16日～2026年7月24日 |
| ⑤取得方法 | : 東京証券取引所における市場買付
（証券会社による投資一任方式） |

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				研究開発 積立金	圧縮記帳 積立金	
当期首残高	6,911	6,039	11	701	200	284
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			9			
自己株式の消却			△20			
圧縮記帳積立金の取崩						△9
その他						△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	△11	-	-	△13
当期末残高	6,911	6,039	-	701	200	271

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金					
	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	25,900	11,530	△2,225	49,353	3,043	52,396
当期変動額						
剰余金の配当		△1,847		△1,847		△1,847
当期純利益		2,231		2,231		2,231
自己株式の取得			△600	△600		△600
自己株式の処分			58	67		67
自己株式の消却		△1,474	1,495	-		-
圧縮記帳積立金の取崩		9		-		-
その他		3		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-	676	676
当期変動額合計	-	△1,078	953	△149	676	527
当期末残高	25,900	10,451	△1,271	49,204	3,719	52,923

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

無形固定資産 定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり、定額法にて償却しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金 株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

①商品又は製品の販売 当社は、建設資機材の製造及び販売を主要な事業とし、商品又は製品を顧客に引き渡すことが履行義務となります。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が短期間であるものについては、出荷時又は納入時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価から販売奨励金等の変動対価を控除した金額で算定しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②工事契約

当社は、建設関連製品事業において工事の請負及び施工等の事業活動を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させ引き渡すことが履行義務となります。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度は、各会計期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて測定しております。なお、契約日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約内容に従い履行義務の充足に伴い段階的に受領しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	短期借入金 長期借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「保険解約損」（前事業年度1百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産処分損」（前事業年度1百万円）及び「訴訟等関連費用」（前事業年度172百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,350百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結注記表「IV. 会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結注記表「V. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(法人税率の変更等による影響)

法人税率の変更等による影響については、連結注記表「V. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	建物	1,517百万円
	構築物	63百万円
	土地	136百万円
	合計	1,717百万円

上記物件に対応する債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	16,028百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	741百万円
同 長期金銭債権	661百万円
同 短期金銭債務	504百万円
同 長期金銭債務	44百万円

(4) 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関休業日のため、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

期末日満期手形及び電子記録債権は、次のとおりであります。

受取手形	83百万円
電子記録債権	239百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	767百万円
仕入高	741百万円
販売費及び一般管理費	7百万円
営業取引以外の取引高	60百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,669,214株

(注) 当事業年度末に株式付与 E S O P 信託口が保有する当社株式252,802株を自己株式の株式数に含めております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
繰越欠損金	2,421百万円
退職給付引当金	554百万円
貸倒引当金	110百万円
減損損失累計額	76百万円
譲渡制限付株式報酬	68百万円
株式給付引当金	59百万円
その他	179百万円
繰延税金資産小計	3,469百万円
評価性引当額	△257百万円
繰延税金資産合計	3,211百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,710百万円
固定資産圧縮積立金	△124百万円
その他	△25百万円
繰延税金負債合計	△1,861百万円
繰延税金資産の純額	1,350百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「XI. 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,160.06円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48.74円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当事業年度末252,802株、期中平均株式数262,364株)を含めて算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

自己株式の取得については、連結注記表「XIII. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。